

## スポーツ人文・応用社会科学系

氏名 もり 森 かつ 克 み 己 准教授



### 主な研究テーマ

□イギリスにおけるスポーツ及び教育分野に関するチャイルド・プロテクション制度の現状と課題

### 平成23年度の研究内容とその成果

本年度は、平成22年度から日本学術振興会の科学研究費補助金の交付により本格的に研究している、18歳未満の子どもを指導者等からの虐待から保護する制度であるイギリスのチャイルド・プロテクション（Child Protection、以下CPと略）について引き続き研究しました。具体的には、昨年度から取り組んでいる、イギリスでの現地調査を実施し、英国教育省の担当者やアングリシア・ラスキン大学・ブルーネル大学などのCPの研究者やイギリススポーツ団体のCP担当者への面接調査を行いました。

スポーツ基本法第2条の「基本理念」で謳われているように、スポーツは、本来、子どもにとって豊かな人間性を育む基礎となるものです。ところが、スポーツ事故と並んで、そのようなスポーツ本来のあり方に反するものが、スポーツ指導者等によるセクハラや体罰、虐待です。スポーツ指導では、指導者とアスリートの身体的接触が不可欠であるため、虐待や暴力が発生しやすい状況があります。また、スポーツの商業主義化、勝利至上主義により、指導者は

選手の人権よりも勝利を優先しがちであり、我が国も例外ではありません。これらを実証する残念な事態として、2011年12月に、オリンピックの元金メダリストの柔道選手が、自らコーチとして指導していた大学の女子柔道部員に対する準強姦容疑で逮捕されるという事件が発生しました。この事件は新聞やテレビでも大々的に取り上げられ、日本のスポーツ界全体が、オリンピック元金メダリストの逮捕という前代未聞の出来事に衝撃を受ける事態となりました。

イギリスのCPの制度は、18歳未満の子どもを保護する制度ですから、昨年末の元オリンピック金メダリストによるセクハラ事件は、同制度の射程外になりますが、ともにアスリートに対する指導者による虐待行為であるという点で類似性があります。イギリスにおいては、ソウルオリンピックのイギリス水泳ナショナルチームのコーチが、教え子の少女たちに性的な虐待をしていたことが発覚し、大きな社会問題となったこと等から、専門機関であるCPSU（Child Protection in Sport Unit）の設立など、国

を挙げてスポーツにおけるCPの制度が整備されてきました。

また、このCPの問題は、イギリスだけではなく、ユニセフのイノチェンティ・リサーチ・センター（Innocenti Research Centre、以下IRCと略）が、2010年7月、チャイルド・プロテクションに関する報告書「Protecting Children From Violence in Sport-A Review with a Focus on Industrialized Countries」（以下IRC報告書と略）を出版したことから、世界的にも注目されるテーマとなっています。

そして、同報告書策定のための研究の過程で、「広範囲に活用された」とされる国連高等弁務官事務所のPaulo David（パウロ・デイヴィッド）の著書“Human Rights in Youth Sport: A critical review of children’s rights in competitive sports”において、同氏は、子どものアスリートの指導者などからの暴力・虐待を防止するためには、人権論の観点からのアプローチが必要であり、具体的方法として、子どもの権利条約に基づいた「子ども中心の（child-centered）スポーツシステム」の構築を提言しています。

また、イギリススポーツ団体では、CPSUが策定したガイドラインに沿って、各団体独自のCPのガイドラインを策定しています。そして、それらのガイドラインには、各団体独自の内容や特徴が含まれています。例えば、イギリス柔道連盟（British Judo Association）のガイドラインでは、身体的接触の例として「お互いの合意がな

く技術的に正当化できない乱取り」が挙げられるとともに、「いじめ」の項目では、嘉納治五郎が唱えた「精力善用」「自他共栄」の精神から「柔道家はいじめをしない」ことが書かれています。また、イングランドサッカー協会（Football Association）のCPの制度は、同協会が推進するRespect Programmeと密接に関連する内容となっていて、親に対するワークショップも実施されています。また、アマチュア水泳連盟（Amateur Swimming Association、以下ASAと略）のCPガイドラインでは、「身体的虐待」の例として、パフォーマンスを向上させる薬物の服用のほか、「身体的な害に至る個人の能力を超えた絶え間のないトレーニングの強要」が挙げられています。これは、IOCが2005年に策定した声明書‘Consensus Statements on the Training of the Elite Child Athlete’で指摘している、子どものオーバートレーニングをもASAではCPの制度による保護の対象としていることを示しています。

イギリススポーツ団体のCPの現状やデイヴィッドの論考などを考察した結果、同制度の意義や、我が国に同制度を導入するための課題として次のことが指摘できます。

まず、イギリススポーツ団体のCP制度は、各スポーツ団体のガイドラインにも反映されているように、子どものアスリートがスポーツを安全に楽しむために必要な、子どものアスリートの人権を守るために重要な制度となっています。そして、スポー

ツは、虐待や暴力行為等が発生しやすい環境にあることは、イギリスだけでなく、各国共通の問題であり、我が国も例外ではありません。そのため、我が国のスポーツ団体でもCP制度の導入に向けて、専門機関の設立や各スポーツの性質に応じたガイドラインの策定などが今後検討すべき課題として挙げられます。但し、CPの制度導入に際しては、わが国のスポーツ文化の特性を踏まえたCP制度構築を目指す必要があります。

また、ユニセフのIRC報告書が指摘するように、CP制度の構築にあたっては、指導者に対する教育制度の充実が必要であると考えます。そして、スポーツの商業主義化、勝利至上主義により、本来は子どもを守るべき親も、子どもへの暴力・虐待の担い手となる場合があることから、FAのCP制度のように親に対する教育制度の導入も検討すべきです。また、指導を受ける子どもの側も、指導者からの暴力をただ「がまん」するのではなく、人権侵害行為であり、間違った行為であるとの認識を持たせるための教育も必要だと考えます。

さらに、学習指導要領の改訂による中学校の武道必修化において、武道を安全に指導することが問題となったように、怪我の防止を含めたCPの制度とする必要があります。また、イギリスの制度に倣い、子どもに対する暴力・虐待を行った指導者を子どもへのスポーツ指導から排除する制度の導入も検討に値します。

最後に、制度全体の設計に当たっては、

デイヴィッドが主張するように、子どもの権利条約の趣旨を踏まえた、子ども中心のシステムとし、子どもの最善の利益が実現できるような制度を構築すべきであると考えます。

### これからの研究の展望

我が国スポーツ団体では、一部ですが、倫理規定などでイギリススポーツ団体のCPガイドラインで示されているようなことを禁止している団体もあります。また、一部の先進的な団体では、オーバートレーニングの問題に取り組んでいる団体もあります。

しかし、それらは一部の先進的な団体みみの話で、イギリスのようにスポーツ団体すべてに適用され、スポーツ指導者の公的資格の制度に組み込まれている制度となっていないため、実効性のある制度にはなっていません。

我が国のスポーツ界では、選手は叩いて育てるものだと公言する指導者までがいて、指導を受ける子どもやその親にもそのことを必要悪として肯定する風潮があります。その一方で、我が国スポーツ界でも、選手を叩いて育てることを否定し、子どもの自主性を尊重し、全国大会で優勝するなど輝かしい成果を挙げている指導者も多数存在します。

スポーツ指導者による子どもへの体罰・虐待を子どもの人権問題と捉える視点に立つならば、スポーツ指導における子どもへの体罰・虐待は許容することができない間



題です。今後我が国スポーツ界全体が、イギリスに倣い、スポーツ指導者の公的な資格制度に組み込んだ形でCP制度の構築に取り組むべきだと考えます。

但し、近年イギリスにおいては、政府によってCP制度全体の見直しが進められています。制度見直しの理由は様々ですが、簡潔に言えば、CP制度があまりにも複雑になりすぎていて、子どもの命を守るという同制度の最大の目的が必ずしも十分に達成されていないのではないかとということが問題となっています。

我が国で今後スポーツや教育分野でCP制度を導入することを検討する際には、イギリスの制度改革の動向も注視し、我が国の社会や文化に合った、我が国独自の制度とすることが大事であると考えます。今後はこのような観点からもCP制度の研究に取り組むとともに、スポーツ分野だけでなく教育分野におけるCP制度についても考察を深めたいと考えます。